

令和8年2月27日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係 1 規則16—2第2条第1項 （同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額	第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係 1 規則16—2第2条第1項 （同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額

は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下(3)において同じ。） 外務省本省において勤務しているものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる初任給調整手当の月額

(4)～(8) (略)

2 (略)

第19 その他の事項

1～15 (略)

16 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この16において「在外給与法」という。）の

は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 初任給調整手当 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。第19の16において「在外給与法」という。）の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる初任給調整手当の月額

(4)～(8) (略)

2 (略)

第19 その他の事項

1～15 (略)

16 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に在外給与法の規定に基づく配偶者手当の支給を受ける者であって、事故発生日が令和7年4月1日から令和8年6月30日までの間であるものに対する第14の2

規定に基づく配偶者手当の支給を受ける者であって、事故発生日が令和7年4月1日から令和8年6月30日までの間であるものに対する第14の2の1の規定の適用については、第14の2の1に規定する給与の総額に加える給与の額及び第14の2の1の(4)に規定する扶養手当の月額には、1月につき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この16において「令和6年給与法等改正法」という。）附則第15条の規定による改正前の在外給与法第15条及び令和6年給与法等改正法附則第17条の規定の適用がないものとした場合に、令和6年給与法等改正法第2条による改正前の給与法の規定又は令和6年給与法等改正法附則第6条の規定により読み替えて適用する給与法第11条の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額が

の1の規定の適用については、第14の2の1に規定する給与の総額に加える給与の額及び第14の2の1の(4)に規定する扶養手当の月額には、1月につき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この16において「令和6年給与法等改正法」という。）附則第15条の規定による改正前の在外給与法第15条及び令和6年給与法等改正法附則第17条の規定の適用がないものとした場合に、令和6年給与法等改正法第2条による改正前の給与法の規定又は令和6年給与法等改正法附則第6条の規定により読み替えて適用する給与法第11条の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額が含まれるものとする。

含まれるものとする。

以 上